

「第2次国分寺市総合ビジョン」策定等支援業務委託仕様書

1 業務件名

「第2次国分寺市総合ビジョン」策定等支援業務委託

2 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年6月30日（月）まで

3 履行場所

国分寺市役所及び国分寺市が指定するところ

4 業務目的

国分寺市では、「国分寺市総合ビジョン」（以下「総合ビジョン」という。）において、平成29年度から令和6年度までを計画期間とした基本構想である「国分寺市ビジョン」（以下「ビジョン」という。）を定め、未来のまちの姿である「魅力あふれ ひとつながる 文化都市国分寺」の実現を目指し、施策を展開している。

「総合ビジョン」は、基本構想である「ビジョン」とこれを実現するための具体的な取組等を定めた「国分寺市ビジョン実行計画」（以下「実行計画」という。）の2層で構成されており、「実行計画」は、前期と後期それぞれ4年間で1つの期間としている。

現在の「総合ビジョン」は令和6年度をもって期間を終えることから、令和7年度から令和14年度までを計画期間とする新たな「総合ビジョン」を策定するため、必要な支援を行うことを目的とする。

5 本仕様書の位置付け

本仕様書は、新たな「総合ビジョン」の策定支援業務委託のプロポーザル選定において、企画書作成のために業務委託の基本事項等を記載するものである。

6 委託予定事項

委託内容の詳細については、プロポーザル方式で選定された優先交渉権者との間において協議し決定する。以下に示す内容は、本市が求める策定業務（項目）の概要である。これを基に具体的な提案や自由な発想により効果的・効率的な提案を求める。

（1）国分寺市を取り巻く社会経済情勢の変化や環境の整理、分析

現行の「実行計画」の策定当時と現時点における状況変化等を比較・整理、分析することにより、国分寺市の強み・弱みを可視化し、総合ビジョン策定に当たっての各種会議体や内部検討の基礎資料としてまとめること。

ア 新型コロナウイルス感染症のまん延や、近年の物価高騰等の影響により

変化した社会経済環境や行動等の事項を整理するとともに、持続可能な市政運営に向け、本市が講じるべき必要な事項を整理・分析する。

イ 近年の社会経済情勢の変化や人口動態、国や東京都及び他自治体の取組などを整理し、本市が将来に向けて対応すべき事項を整理・分析する。また、国や都の法令改正などの動向を把握するとともに、制度の変更や検討状況等についても整理・報告する。

ウ 国や東京都が提供する基礎データやオープンデータなどを活用し、類似都市との比較などにより本市の特徴や地域性などの分析を行い、報告する。

エ 本市の関連計画・個別計画等を整理し、総合ビジョンに掲げる新たな施策・事業との整合、計画体系等を検討する。

(2) 国分寺市の現状の整理支援（人口推計、財政状況等）

将来人口の推計については、令和元年度に策定した「国分寺市人口ビジョン（第2版）」（国分寺市ホームページ参照）に代わる、新たな「国分寺市人口ビジョン（第3版）」を策定し、これまでの人口動態、将来における人口変動の影響などを勘案した推計を行い、「総合ビジョン」に組み込むこと。なお、人口推計に用いる人口は、住民基本台帳によるものとし、令和5年10月末を目途に推計結果をまとめること。

財政状況については、決算書類など公表されている資料を用いて類似都市との比較・分析等を実施すること。

(3) (仮称) 国分寺市デジタル田園都市構想総合戦略の策定支援

「(仮称) 国分寺市デジタル田園都市構想総合戦略」（以下「総合戦略」という。）を「総合ビジョン」へ統合することを基本に、当該統合に向けた方策について検討及び提案を行うとともに、施策の進捗状況、成果、課題等の把握、施策の展開、必要な指標の設定等、統合までの作業を支援すること。

また、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、デジタル田園都市国家構想の中長期的な基本的方向を提示する「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を策定したことを踏まえ、本市の実情に沿った統合の在り方を企画・立案すること。

(4) 市民参加の実施支援

新たな「総合ビジョン」を策定するに当たり、次に掲げる市民参加の機会を企画し、その実施・運営を支援すること。

ア 無作為抽出による市民ワークショップ

「ビジョン」と「実行計画」に市民のニーズとアイデアを反映させるため、開催するワークショップ形式の市民検討会において、会議実施内容の検討や司会進行等当日の運営支援、成果の取りまとめ、要点記録作成などの実施支援を行う。

「ビジョン」と「実行計画」それぞれの市民参加の詳細については下記の

とおりとする。

「ビジョン」策定時（令和5年度）及び「実行計画」策定時（令和6年度）

参加者：30～40人

開催回数：「ビジョン」と「実行計画」策定時にそれぞれ3回程度

会議時間：1回につきおおむね2～3時間

参加対象者（候補者）は、住民基本台帳より無作為に抽出された18歳以上の市民3,000人とする。参加対象者に対しては、委託者名義の案内文を発送する。受託者は、委託者が用意する当該3,000人分の宛名シールを封筒に貼り、案内文の封入・封かん・発送（郵送費を含む。）等の作業を行うものとする。委託者と受託者の分担は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (ア) 参加対象者の抽出，宛名シールの印刷（3,000人） | —委託者 |
| (イ) 送付用封筒の準備，宛名シール貼り | —受託者 |
| (ウ) 案内文・返信用封筒の作成，封入・封かん | —受託者 |
| (エ) 案内文発送（発送分の郵送費） | —受託者 |
| (オ) 参加申込書の受付（返送分の郵送費 料金受取人払） | —委託者 |
| (カ) 参加申込者の管理 | —委託者 |

イ パブリック・コメント

パブリック・コメントを実施する「ビジョン」の案を作成し、パブリック・コメントの意見を取りまとめ、「ビジョン」への反映作業を支援する。

ウ 市民説明会

「総合ビジョン」を市民等へ周知及び意見を募集するために開催する説明会について、資料作成等の運営を支援する。なお、開催回数は2回程度とする（「ビジョン」、「実行計画」策定時、各1回を想定）。開催方法については、デジタル技術を活用した先駆的方法で実施するなど、工夫を凝らすこと。

エ 市民アンケートの実施

「実行計画」の各指標や目標値を設定する際の参考とするため、市民アンケートを実施する。アンケートの実施に当たっては、質問事項を精査し、アンケートに必要な用紙等一式を作成するとともに、集計を行った上で報告すること。アンケートの実施時期等の詳細事項については、委託者と協議して決定する。

アンケートは、住民基本台帳より無作為に抽出された18歳以上の市民3,000人を対象とする。対象者に対しては、委託者名義の案内文を発送する。受託者は、委託者が用意する当該3,000人分の宛名シールを封筒に貼り、案内文の封入・封かん・発送（郵送費を含む）等の作業を行うものとする。委託者と受託者の分担は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (ア) 調査票の作成支援・助言 | —受託者 |
| (イ) 調査対象者の抽出，宛名シールの印刷（3,000人） | —委託者 |
| (ウ) 送付用封筒の準備，宛名シール貼り | —受託者 |
| (エ) 調査票印刷，返信用封筒の作成，封入・封かん | —受託者 |

- (オ) 調査票発送（発送分の郵送料） —受託者
- (カ) 調査票回収（返信アンケートの通数確認），受託者への送付 —委託者
- (キ) 調査票返信（返信のための郵送料。料金受取人払） —受託者
- (ク) 調査回収データの集計及び解析 —受託者

(5) 「実行計画」に係る提案及び原案作成支援

施策マネジメントシート（国分寺市ホームページ参照）を基にした施策の進捗状況，成果及び課題等の整理・分析，個別計画の策定状況，庁内各部課の方針，ヒアリング等を踏まえた上で「実行計画」が立案されるよう，庁内調整及び取りまとめを支援すること。なお，以下に関する助言・指導を含むものとする。

ア 計画の骨子案の提案（分野，施策体系の検討を含む。）

イ 計画の成案化への指導・助言

ウ 指標・目標の設定等に関する提案

エ 上記イに係る全体説明会の実施

オ 上記イに係る個別ヒアリングの実施

※施策体系や各施策の目指す姿は，その名称等も含めて検討し直す必要がある。

※本市におけるSDGsの取組を推進すべく，「実行計画」の提案及び原案作成支援に当たっては，SDGsの17のゴール及びそれに紐づく169のターゲット等と，「実行計画」との関係を整理し，SDGsの理念を市民にとって親しみやすい形で反映することとする。

(6) 国分寺市総合ビジョン等推進本部運営支援

国分寺市総合ビジョン等推進本部設置規程（平成27年訓令第7号）に基づく「国分寺市総合ビジョン等推進本部」（市長，副市長，教育長，部長職で構成）の開催に当たり，企画・運営支援を行う。主な支援内容は，各回のシナリオ，会議資料の作成，意見への対応方針の提案を行う（会議への出席，要点記録の作成は不要）。令和5年度は5回程度，令和6年度は10回程度の開催を想定している。

(7) 計画策定会議の支援

次の2つの会議の企画・運営支援を行う。主な支援内容は，各回のシナリオ，会議資料の作成，意見への対応方針の提案を行う。なお，受託者は会議に出席し，要点記録の作成を行う。

ア 庁内検討会議

庁内職員で構成する会議体であり，ワークショップ形式等で課題に対して企画・立案等を行う。令和5年度は2回程度，令和6年度は4回程度の開催を想定する。なお，参加者は約20～30人とし，会議時間は1回につきおおむね2～3時間とする。

イ 有識者等による会議体運営支援

「市民ワークショップ」, 「国分寺市総合ビジョン等推進本部」, 「庁内検討会議」での議論を補完する役割として, 有識者等で構成された会議体であり, 総合ビジョン策定に係る議論を行う。令和5年度は2回程度, 令和6年度は5回程度の開催を想定する。なお, 参加者は約15~20人とし, 会議時間は夜間開催(19時開始を想定)を基本に, 1回につきおおむね2~3時間とする。

(8) 提出すべき成果品

以下のアからウを作成し, 令和7年6月末までに納品すること。なお, 本編, 概要版の作成に当たっては, 市民が分かりやすい計画となるよう, レイアウトに工夫を凝らすとともに, 図表, イラスト, 写真等を使用すること。表紙のデザインについても, 本市の特色を生かしたものとすること。

ア 本編: A4版230頁程度 表紙及び本文56頁程度は4色, 他は特色2色以上 500部

※国分寺市ビジョン, 人口ビジョン, 総合戦略等を含む。

イ 概要版: A4版32頁程度 全頁4色 500部

ウ 子ども版: B5版32頁程度 全頁4色 1,000部

エ アからウの電子データ(データ加工が可能な形式及びPDF形式とし, CD-R等で提出すること。詳細は, 別途指示する。)

オ その他市から指示のあったもの

7 業務スケジュール

次に示すスケジュールを基とし, 詳細については, 委託者と協議の上, 決定するものとする。

	項目	期間等
1	基礎的事項(社会情勢分析, 人口推計, 財政状況分析)の整理	令和5年10月末まで
2	「ビジョン」の策定支援業務(市民参加, 庁内ワークショップ及びビジョン会議支援並びにパブリック・コメント実施支援等)	令和6年6月末まで
3	「実行計画」骨子の作成等, 計画案確定に向けた調整(庁内調整を含む各ヒアリング等の実施や市民アンケートの実施)及び「総合戦略」の策定支援業務	令和6年8月末まで
4	「実行計画」原案議会報告	令和6年12月
5	「実行計画」案議会報告	令和7年3月上旬
6	「実行計画」決定	令和7年3月下旬
7	「総合ビジョン」印刷製本	令和7年6月末まで

8 業務管理者の要件等

本業務で配置する業務管理者等の要件は、次のとおりとする。

(1) 業務管理者

技術的管理を行うものとして、業務管理者を配置すること。なお、業務管理者は、地方自治体における総合計画等（基本計画を含む）の策定支援業務に携わった実績があるものであること。

(2) 業務担当者、業務実施体制の構築

本業務の実施に当たって、適切な業務担当者の配置及び業務実施体制を構築すること。

9 留意事項

(1) 本業務の遂行に当たっては、市担当職員と業務管理者、業務担当者は常に密接な共有・連絡を行い、業務方針及び条件等の疑義を正すとともに、本市の意向に沿った提案・アドバイス等を行うものとする。また、必要に応じて打合せを実施し、その内容についてはその都度受託者において記録し、相互に確認するものとする。

(2) 会議等の運営支援、連絡調整及びその他のコンサルティングを行うに当たっては、必要な人員を確保し、十分な体制を確保すること。

(3) 配置された業務管理者、業務担当者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。変更することがやむを得ない場合は、市の承諾を得ること。

(4) 市は、受託者の担当者が業務の遂行につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により必要な措置を請求することができる。

(5) 本件に係る費用の支払いについては、各年度の履行完了後、年度ごとに行うものとする。

(6) 説明会や提案等に係る資料については、受託者が作成するものとする。

(7) 本業務の実施に当たり、市の有する資料等の貸与が必要な場合には、受託者より書面で申し出るものとする。貸与した資料については、業務終了時に速やかに返却すること。

(8) 業務遂行上不明な点については、市に報告し、その指示に従うものとする。

- (9) 本業務により作成された成果物，著作権等の権利は，全て市に帰属し，市が自由に編集の上，公表できるものとする。
- (10) 本業務の遂行のために個人情報を取り扱う場合は，国分寺市個人情報の保護に関する法律の運用に関する条例を遵守しなければならない。
- (11) 成果物については，川崎 政司 編「注釈 公用文用字用語辞典〔第九版〕」（新日本法規出版株式会社，令和3年4月7日）を参考にした上で作成すること。
- (12) 本仕様書に明記されていない事項については，双方協議の上決定するものとする。

10 担当

政策部 政策経営課 政策経営担当 内線404・446

以 上